

中小企業の革新的な設備投資を応援

- ▼対象者
 - 市内に主たる事業所がある事業者、市内在住の個人事業者で、市内で引き続き1年以上事業を営む者
- ▼対象事業
 - 次の全ての要件に該当する機械・装置、工具・器具など
 - 市内の事業所に経営の革新を目的として新設、増設されるもの（中古品またはリース契約に基づくものは不可）
 - 対象経費が50万円以上
 - 市の償却資産課税台帳に登録されるもの（ソフトウェアは含まない）
 - 中小企業サポートセンターで事業内容を確認されているもの
- ▼経営力向上計画または経営革新計画の写しを提出する者は、その内容において対象設備を記載したもの
- ▼補助金の交付決定後に整備され、年度内に完了すること
- ▼他の補助金などの対象とならないもの



閩(市)商工振興課
中小企業振興係

- 経営力向上計画については中小企業庁のHPを確認してください。
- 経営革新計画については兵庫県のHPを確認してください。



- ▼限度額
 - 対象経費の4分の1以内で上限250万円（経営力向上計画・経営革新計画の認定を取得し、その計画などを提出している場合（申請時に認定待ちの場合は、7月12日(金)までに認定書の写しを提出する者）は、補助対象経費の3分の1以内で上限300万円）
 - ▼補助回数
 - 年度内に1回のみ
 - ▼募集期間
 - 5月7日(火)～6月21日(金)
- 詳しくは問い合わせください。

勤労者住宅資金融資あっせん制度のご案内

- ▼融資対象
 - 次の全ての要件に該当する方（事業主および家族従業員は除く）
 - 同一事業所に1年以上勤務し、かつ市内に1年以上居住している、または同一事業所に3年以上引き続き勤務している
 - 市内に自己の住宅を建築（増改築を含む）または購入しようとする
 - 融資金の返済能力を十分に有する
 - 満20歳以上55歳未満（最終返済時の年齢が76歳未満）
 - 市税を滞納していない
- ▼融資制度のご案内
 - 市内の中小企業者に低金利による事業資金の貸付をあっせんします。
- ▼対象者
 - 個人事業主・市民
 - 法人・市内に本店を置く事業者
- ▼資金使途・貸付限度額
 - 一般資金（運転・設備）
 - 2,000万円以内
 - 小規模事業者無担保無保証人資金（運転・設備）1,250万円以内
 - 公害防止設備資金 800万円以内
 - 起業家支援資金・新分野進出支援資金（運転・設備）1,000万円以内
- ▼利率
 - 1.1%
- ▼信用保証料補給率
 - 50%
- ▼利息補給
 - 小規模事業者無担保無保証人資金補給率20%
 - 公害防止設備資金 補給率60%～100%
- ▼取扱金融機関
 - 市内の銀行、信用金庫、信用組合、JAの各支店
- ▼融資制度は信用保証協会の保証付となり、別途信用保証料が必要です。取扱金融機関または信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります（平成31年4月1日～令和2年3月31日までに実行された融資に適用）。

閩(市)商工振興課 商業労政係

近畿労働金庫北播支店
0795-2315551

審査の結果によっては、希望の融資を受けられない場合があります。

軽自動車税の納期限は5月31日

納税通知書は5月中旬に送付します。納付書で納める方は、5月31日(金)までに、近くの銀行・郵便局・農協などの金融機関、コンビニで納付してください。口座振替で納める方は、5月31日(金)に振替します。



- 領収証書兼納税証明書は大切に保管を
- 軽自動車の継続検査（車検）の際には、領収証書兼納税証明書が必要です。領収証書兼納税証明書は車検証と一緒に保管してください。
- 紛失した場合、市役所3階税務課で納税証明書を再取得できますが、金融機関の窓口で軽自動車税を納めた場合、(市)税務課で納付状況が確認できるまで最長10日間ほどかかります。その間は納税証明書が発行できませんので注意してください。

自動車税の納期限は5月31日
お忘れなく！
閩(県)加東県税事務所
0795-4219331

10月から事業系廃棄物および尿の処理手数料を改定

事業系廃棄物の減量と資源化を推進し、受益者負担の適正化を図るため、ごみ処理手数料の改定を行います。

また、し尿処理手数料は、10月の消費税10%導入に伴い、手数料を改定するとともに、新たに仮設便所のし尿処理手数料を設けます。

- ▼事業系廃棄物の処理手数料
 - 事業系一般廃棄物（事業活動に伴い生じたもの）
 - 産業廃棄物（可燃のみ）
- 閩(市)清掃センター 083-26608
- ▼し尿の処理手数料
 - 63円/10ℓ ↓ 66円/10ℓ
 - 仮設便所 ↓ 1基1回3,150円（1回の収集量が480ℓを超えないものに限る）
- 閩(市)クリーンセンター 083-2212

10月からみきやま斎場の使用料を改定

供用開始から10年が経過したことに伴い、施設の持続的な管理・運営と受益者負担の適正化を図るため、下記のとおり使用料の改定を行います。（単位：円）

種別	単位	改正後		現行	
		市民	市民以外	市民	市民以外
大人	1体	12,000	36,000	8,000	24,000
小人	1体	7,500	22,500	5,000	15,000
乳児	1体	4,500	13,500	3,000	9,000
死産児	1体	3,600	10,800	2,400	7,200
医療汚物（胞衣、産汚物）	1個	3,000	9,000	2,000	6,000
医療汚物（人体の一部）	1個	1,500	4,500	1,000	3,000
動物（集合火葬）	1体	3,150	-	2,100	-
動物（個別火葬）	1体	7,500	-	5,000	-

閩(市)市民課 戸籍係